

託児サービスを付加した委託訓練の具体的実施について

1 託児サービスの内容

(1) 託児サービスの提供内容（保育内容）

次のア～ウのいずれかの保育内容とし、託児サービス提供場所までの対象児童の送迎は、原則として受講生が自ら行うものとする。なお、授乳、補水および食事等の補助については、託児サービスの提供内容に含むものとする。

また、託児サービス提供内容（受講生負担分の説明を含む）については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）を満たす保育内容

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を満たす保育内容

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 177 号）を満たす保育内容

(2) 託児サービスの提供方法

訓練機関は次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

訓練機関の施設内において、訓練機関自らが又は委託により、託児サービスを提供するもの。

イ 施設外託児サービス

訓練機関の近隣の施設（訓練機関から概ね半径 2 km 以内の通所可能な距離にある場所）において、訓練機関自らが又は委託により、託児サービスを提供するもの。ただし、受講者が希望する託児サービス提供場所が利用可能な場合には、この限りではない。

施設外託児サービスを利用する場合、原則として受講生自らが児童の送迎を行うものとする。

2 託児サービスに係る定員

託児サービスに係る児童の定員は 5 人とする。

3 託児サービスの時間

原則として、訓練実施日の訓練時間帯（休憩時間を含む）及びその前後の 30 分間とする。

4 託児サービスの利用対象者

当該離転職者訓練の受講生で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。

なお、就学前の児童とは、児童福祉法第 4 条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次のア、イに分類される。

ア 乳児：満 1 歳に満たない者

イ 幼児：満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、幼稚園に通っている児童の夏季休暇等の期間が訓練期間と重なり、一時的に託児サービス利用対象者となる場合であって、託児サービス提供機関の対応が可能な場合は、状況に応じて利用対象者となり得る場合があるため、協議依頼書（別紙 6）により事前に協議すること。

- (2) 利用希望者が、訓練受講申込書と一緒に公共職業安定所に提出した託児サービス利用申込書に基づき、当該訓練受講に際し託児サービスの利用が必要であると、浜松技術専門校長が認めた者。

なお、児童のうち、特にケアが必要であり、託児サービス提供機関において十分な保育の提供が行われないと見込まれる児童については、原則として本サービスの対象外とする。

注：障害児（身体に障害のある児童又は知的障害のある児童）を対象外とする意ではない。

5 託児サービス提供機関の選定

- (1) 託児サービス提供機関の要件

訓練機関は、託児サービス提供機関として、次のア～エの基準について、いずれにも該当する機関を選定すること。

ア 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

(ア) 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

(イ) 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(ウ) 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(エ) 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

(オ) 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

(カ) 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

イ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

ウ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

エ ア～ウのほか、県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

(2) 訓練機関は、選定した託児サービス提供機関が上記5の(1)ア(ア)から(カ)のいずれかであることを確認し、書面等で浜松技術専門校に報告すること。また、託児サービス提供機関に認可外保育園を選定した場合は、認可外保育施設指導監督基準チェック表（別紙2）を提出すること。

6 託児サービスの利用料

(1) 託児サービスの利用料は無料とすること。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（受講生）の負担とすること。

(2) 受講生の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において受講（予定）者に周知すること。

7 託児サービスの実施に係る報告等

訓練機関は託児サービスの実施に係る日誌（別紙3・任意様式）を作成し、各月末ごとに報告すること。

また、訓練修了後に「託児サービス利用実績報告書」（別紙5）を提出すること。

8 その他

(1) 訓練機関は、託児サービスを希望する受講希望者の託児施設の確認（見学等含む）に応じること。なお、見学等に係る日程調整は訓練機関がおこなうこと。

(2) 受講生と託児サービス業者のトラブル等については原則として訓練機関が対応すること。

(3) 受講生が退校せずに託児サービスの利用を中止する場合は、託児サービス利用中止届（別紙4）を提出させること。

(4) 以上の定めに掲げがたい事項については、浜松技術専門校と訓練実施機関との間で協議し、浜松技術専門校の指示に拠るものとする。

(5) 事前の慣らし保育が必要な託児施設を利用する場合、その費用は保護者（受講生）の負担とすること。

(6) 託児サービスにかかる費用については、契約書記載のとおり、託児サービス提供機関における一般利用者の利用単価と同額であることとし、当該単価が契約書の別表に定める託児児童1人当たり月額単価（上限単価）を超える場合や、暦月での支払いとなる場合、又は、訓練期間中の一部の期間のみ託児サービスを希望する場合等は、厚生労働省へ事前協議を必要とするので、託児サービス提供機関を選定する前に、協議依頼書（別紙6）を本校に提出すること。

2019.4.2 改定